

## USTR、ITC の決定を拒否する

～Samsung の標準必須特許に基づく iPhone、iPad の輸入・販売禁止が拒否される～

2013 年 8 月 5 日

JETRO NY 諸岡

米国通商代表部(USTR)は 8 月 3 日、Samsung 社が保有する無線通信技術に関する特許を侵害しているとして、Apple 社製品に対して米国国際貿易委員会(ITC)が 6 月 4 日に下した限定排除命令及び停止命令を拒否した。

この Samsung 社が保有する無線通信技術に関する特許は、情報通信に関する標準必須特許であり、iPhone 4 や iPad 3 などが対象<sup>1</sup>となっていた。

ITC における手続きにおいて、Apple 社は、Samsung 社は対象特許をライセンスすることで合意したがこの約束を守らなかったと主張し、Samsung 社は、対象特許のライセンス料の支払いを拒んだと主張していた。

ITC の決定に対しては、大統領は 60 日以内に決定を否認することができるが、この判断を USTR に委ねていることから、上記のように USTR が拒否したもの。

政権側が ITC の決定を否認するのは 1987 年以來のことである。

USTR が ITC に通達した書面<sup>2</sup>の概要は以下の通り。

- 以下の観点から拒否するか否かを判断する。
  - 公衆衛生・福祉 (public health and welfare)
  - 米国経済の競争状況 (competitive conditions in the U.S. economy)
  - 米国内における競合製品の生産状況 (production of competitive articles in the United States)
  - 米国消費者 (U.S. consumers)
  - 米国と海外諸国との、経済的及び政治的関係 (U.S. foreign relations, economic and political)
  
- 標準策定時に、標準必須特許を FRAND でライセンスすると自主的に約束した特許保有者が優位性を過度に利用し、一部のメーカーに対して高額なライセンス料を求めるとのホールドアップに、USTR も強い懸念を抱いている。

<sup>1</sup> iPhone 5 などの新型機種は対象となっていない。また、対象となる機種であっても、さらに通信企業の一つである AT&T ネットワーク用のみが対象となっている。したがって、仮に対象製品の米国内での販売ができなくとも、Apple 社にとって大きなダメージとはならないと考えられる。他方で、Apple 社は旧型を安価に販売しているため、一定程度は影響を受けることになる。

<sup>2</sup> [書面](#) (PDF)

- オバマ政権は、標準必須特許の FRAND でのライセンスは、イノベーションを促進し、経済を進展させるために重要であると認識している。
- 上記を踏まえ、今回の拒否は、米国経済の競争状況と米国消費者への影響という2つの観点を踏まえて行った。
- ITC に対して、標準必須特許に関する決定については、
  - ①公共の利益の観点から審議すること
  - ②被告人と原告人に対して、特許ホールドアップの有無を含め、事実の記録を出すように求めることを要請する。

(了)